

農地関連手続に係る登記情報提供サービスの活用の推進に関する情報収集結果

(令和 7 年 2 月 九州管区行政評価局)

I. 実施の経緯等

1. 経緯

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づき、農地の所有権移転や農地以外への転用等に当たって農業委員会¹に提出する許可申請書には、土地の登記事項証明書を添付することとされている。

他方、令和元年 5 月に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）が改正され、制定された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）では、法律の目的として、情報通信技術を活用した行政の推進に必要となる事項を定めること等により、手続等に係る関係者の利便性の向上等を図ることなどを掲げた上で、一部例外を除き、他の法令において申請等に際して添付することとされている住民票や登記事項証明書等の書面等について、行政機関等が、直接又は電子情報処理組織を用いて当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手又は参照することができる場合、添付を要しない旨規定している。このうち、登記事項証明書については、申請者、農業委員会などの行政機関等において、登記所（法務局）が保有する登記情報をインターネット上で確認することができる登記情報提供サービスを活用することにより、前述の対応が可能となる。

総務省の地方支分部局である中国四国管区行政評価局は、行政相談委員²から寄せられた情報を契機に中国地方 5 県の農業委員会等への情報収集を行い、農地の所有権移転や農地転用等の許可申請において、デジタル行政推進法に基づく農業委員会における許可申請書への登記事項証明書の添付の省略に関する対応が進んでいない実態等について、令和 6 年 2 月 22 日、公表³した。

農林水産省は、令和 6 年 3 月 28 日改正の農地法関係事務処理要領（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長）において、申請、届出又は通知をする場合に添付しなければならない書類と規定されている登記事項証明書については、デジタル行政推進法に基づき書面等により確認すべき事項に係る情報を入手又は参照することができる場合には添付を要しない旨を明記し、都道府県知事等に通知（都道府県は管内の農業委員会に通知）している。

このような中、九州管区行政評価局（以下「当局」という。）では、令和 6 年 6 月、九州 7 県においても農地の所有権移転や農地転用に係る許可申請等に関する登記事項証明書の添付の省略が進んでいない実態を把握し、関係機関への働きかけを行ってほしい旨の行政相談を一般の方から受け付けた。

（行政相談の要旨）

令和 6 年 2 月 22 日付け公表の中国四国管区行政評価局による「農地関連手続の登記情報提供サービスの活用の推進について～登記情報取得のオンライン化推進による申請者等の負担軽減に向けて～」という資料をみる

¹ 農業委員会は、農地法に基づく権利移動の許可、農地転用案件への意見具申など、農地法等の法令に基づく事務、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されている。

² 総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約 5,000 人（各市（区）町村に 1 人以上）が配置され、無報酬で、国民から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っている。

³ 中国四国管区行政評価局 Web サイト > 「報道資料一覧」 <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/hodo.html>

と、中国地方 5 県の農業委員会等における農地の所有権移転等手続に係る登記情報提供サービスの導入・活用状況等に関する情報収集結果を中国四国農政局に提供し、農業委員会等への周知が図られることとなった旨の記載がある。

九州各県において、農地関連手続に登記情報提供サービスを活用している農業委員会は皆無だと思われるので、同様の働きかけを検討してほしい。

これを受けて、当局では、農業委員会等において許可申請書への登記事項証明書の添付の省略に関する対応を進める上での実務上のボトルネック（あい路）等に係る実態を把握・整理し、その情報を関係行政機関等に提供することにより課題の改善に役立ててもらうことを目的に、今般の情報収集活動を実施した。

2. 情報収集の対象

九州農政局、県（7）、農業委員会（52）及び市（1）（注）、県行政書士会（2）

（注）情報収集対象とした 52 市町の農業委員会及び 1 市は、次のとおり選定した。

- ① 当局管内市町村のうち、電話によるヒアリング又は実地ヒアリング（訪問聴取）を実施する対象として、農林水産省の令和 3 年農地の権利移動・借賃等調査結果において、i）農地法第 3 条に係る農地移動件数（所有権耕作地の有償所有権移転件数及び賃借権の設定件数）並びに ii）農地法第 4 条及び第 5 条に係る農地の転用許可件数の多い 50 市町の農業委員会を選定

このうち、実地ヒアリングを実施する対象として、九州各県ごとに件数の多い 2 市、計 14 市の農業委員会（久留米市、朝倉市、佐賀市、唐津市、諫早市、大村市、熊本市、八代市、日田市、宇佐市、宮崎市、都城市、鹿児島市、霧島市）を選定

- ② 農地法第 3 条、第 4 条及び第 5 条に係る許可申請に当たって添付すべき土地の登記事項証明書について、登記情報提供サービスの公共電子確認を実施することにより申請者側が当該サービスにおいて取得した照会番号付きの登記情報に代えることを認めている旨を Web サイト上で確認できた 2 市の農業委員会（福岡市、那珂川市）を選定

- ③ ②以外の申請手続において添付すべき土地の登記事項証明書について、登記情報提供サービスの公共電子確認を実施することにより申請者側が当該サービスにより取得した照会番号付きの登記情報に代えることを認めている旨を Web サイト上で確認できた 1 市（鹿児島市）を選定

3. 情報収集の期間

令和 6 年 9 月から 7 年 2 月

II. 情報収集結果等

【制度概要等】

- 農地法では、農地又は採草放牧地の所有権移転、地上権等の権利設定若しくは移転をする場合は農業委員会の許可（第 3 条）、農地を農地以外に転用する場合は都道府県知事等の許可（第 4 条）、農地又は採草放牧地をこれら以外に転用するため地上権等の権利設定若しくは移転をする場合は都道府県知事等の許可（第 5 条）が必要である旨が規定されており、これら許可申請に当たっては、農業委員会に申請書を提出する必要がある。また、農地法施行規則において申請書に添付すべき書類として定められているものの一つが土地の登記事項証明書である。

- 国は、令和元年 5 月に制定したデジタル行政推進法第 1 条において、その目的として、情報通信技術を活用した行政の推進について必要となる事項を定めること等により、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することである旨を掲げた。

また、デジタル行政推進法第 11 条では、一部例外を除き、他の法令において申請等に際して添付することとされている住民票や登記事項証明書等の書面等について、行政機関等が、直

接又は電子情報処理組織を用いて当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手又は参照することができる場合、添付を要しない旨が規定された。

- 一般財団法人民事法務協会は、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）第 3 条に基づく登記情報提供業務を行う法務大臣の指定法人として、登記所（法務局）が保有する登記情報をインターネット上で確認することができる「登記情報提供サービス」を運営している。行政機関等が、前述のデジタル行政推進法に基づく対応をするためには、申請者が登記情報提供サービスにより取得・提出した照会番号を基に同サービス上で登記情報を確認する公共電子確認が必要である（公共電子確認の実施には事前の利用登録が必要であるが、費用はかからない。）。申請者側で登記情報提供サービスを利用する際、照会番号の取得にかかる費用は不動産登記情報（全部事項）又は商業・法人情報（全部事項）であれば 1 件当たり 331 円であるため、登記所（法務局）での取得の場合に比べて節約できる（登記所で登記事項証明書の交付を受ける場合 1 通当たり 600 円。オンライン申請・郵送受取では 500 円。オンライン申請・窓口受取では 480 円）。
- 農林水産省は、令和 6 年 3 月 28 日改正の農地法関係事務処理要領において、申請、届出又は通知をする場合に添付しなければならない書類と規定されている土地の登記事項証明書又は法人の登記事項証明書については、デジタル行政推進法に基づき書面等により確認すべき事項に係る情報を入手又は参照することができる場合には添付を要しない旨を明記し、都道府県知事等に通知（都道府県は農業委員会に通知）している。

【情報収集結果】

1. 農業委員会における申請書への登記事項証明書の添付省略に係る対応等の実態

（添付省略に係る対応未実施の農業委員会）

- 管内の農地法第 3 条、第 4 条及び第 5 条に基づく許可件数の多い 50 市町の農業委員会では、情報収集の時点で、いずれも公共電子確認を前提とした許可申請書への登記事項証明書の添付の省略（以下「添付省略」という。）に係る対応を未実施であり、今後の具体的な実施予定もなかった。

このうち、実地ヒアリングを実施した 14 市の農業委員会が挙げた主な未実施の理由は、次のとおりである（複数回答あり）。

 - ・ これまで申請者側から添付省略についての要望がない、ニーズが乏しいのではないかと（5 委員会）
 - ・ 添付省略について具体的な方法やメリット・デメリットなどが分からない（8 委員会）
 - ・ 県が作成した指針等では、現状、申請書に添付する登記事項証明書は原本に限る旨示されている（2 委員会）
 - ・ 登記情報提供サービスの説明をみると照会番号からの登記情報の確認は 1 回に限られるとされているが、市のインターネット外部接続は、セキュリティ上、一定時間経過すると遮断される仕組みであり、登記情報の確認中に接続が遮断される懸念もあることから、同サービスの活用が実際に可能か分からない（1 委員会）
 - ・ 添付省略について、今後、県から具体的な方針が示されるものと認識している（1 委員会）
- これら 14 市の農業委員会では、仮に添付省略に係る対応を実施する場合の懸念、想定される課題として次の点を挙げている（複数回答あり）。
 - ・ 添付省略に係る対応を実施すると、事務局側で登記情報提供サービスにアクセスし、照会番号に基づく確認及び確認結果の印刷作業が新たに生じるため、業務負担や費用負担が増えるのではないかと（13 委員会）
 - ・ 窓口で申請書を受け付ける際に必要な書類が添付されているか確認しているため、公共電

子確認を実施する場合、今まで以上に申請者を待たせることになるのではないかと(3 委員会)

- このような懸念・課題を背景として、農業委員会の中には、国及び県に対し、登記情報提供サービスにおける公共電子確認の手順、具体的な操作方法、費用負担の有無、添付省略に関するメリット・デメリット、既に実施している地方公共団体の取組事例などの情報について、マニュアル等の配布や説明会などを通じて、分かりやすく周知してほしいと要望するものがあった。(7 委員会)
- なお、複数の農業委員会において、登記情報提供サービスの利用に当たって登録手数料及び利用料金がかかるのではないかと懸念を持っており、この点も添付省略に係る対応の実施を判断する上での障壁になっている可能性がうかがえた。

現在の登記情報提供サービスの Web サイトをみると、トップページに、「インターネット上で不動産および法人登記情報をご覧いただける有料サービスです」と表記され、利用者別登録メニューとして表示されている「公共機関利用」の「申込方法」のアイコンをクリックして表示される画面においても、「※公共機関のご利用であっても有料となります。」等と記載されており、一見すると公共電子確認の実施に当たっても費用が発生すると認識する可能性は否定できないと考えられる。

一方で、前述の「公共機関利用」の「申込方法」のアイコンをクリックして表示される画面横のメニューバーから「公共電子確認」をクリックするなどして表示される画面には、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 2 号に定める行政機関等が、照会番号に基づき登記情報の確認を行う必要がある場合に申し込みます。本利用について、登録手数料及び利用料金は必要ありません。」と記載されており、実際には、公共電子確認を実施する限りにおいて、行政機関側に費用負担は生じない。

（添付省略に係る対応を実施している農業委員会）

- 今回の情報収集の過程で添付省略に係る対応を実施していることが Web サイト上で確認できた福岡県内の 2 市（福岡市、那珂川市）の農業委員会では、実施の理由等について次のとおり説明しており、いずれも農業委員会事務局側の業務負担より申請者側の利便性（負担軽減）を優先している。

〈福岡市農業委員会〉

令和 6 年 3 月に九州農政局から農地法関係事務処理要領の改正について連絡があり、これを知った申請者側からすると、登記事項証明書を取得する場合と比較して費用も手間も軽減されるため、今後、照会番号の提出を希望される場合もあることを想定し、対応することとした。

それまでは、登記情報提供サービス自体について認識はあったものの、当該サービスの Web サイト情報を一見すると、農業委員会による利用登録や閲覧に費用がかかるもの（有料）と誤認していた。

農林水産省の事務処理要領の改正が通知されたことから、当然、農業委員会として実施しなければならないことと改めて認識し、そうであれば、登記情報提供サービスの利用に当たって農業委員会側が費用負担をする仕組みとは考えにくかったため、Web サイトを詳細に確認したところ、行政機関による公共電子確認は利用登録を含め無料であることが分かり、令和 6 年 4 月に登録をした。

添付省略により、農業委員会側が申請者の提出した照会番号を基に公共電子確認を実施し、確認した登記情報を紙に出力して申請書や届出書に添付（申請者が提出した照会番号付きの登記情報の印刷物は返却）する手間は発生するものの、実際に行ってみると操作は容易であり、今後も同様の対応を行っていく。

〈那珂川市農業委員会〉

令和 5 年 5 月に九州農政局から登記情報提供サービスの活用が可能である旨の連絡メールを受信したことをきっかけとして、同年 8 月 17 日に登記情報提供サービスの公共電子確認の利用登録を行った。それまでも窓口での申請受付の際、申請者から「登記情報提供サービスから出力した登記情報では登記事項証明書の代わりにならな

いのか。同じ内容ではないか。」といった要望が複数回寄せられていたほか、市内には法務局がなく、隣町の法務局まで取りに行かなければならないといった状況もあった。

申請者に対して登記事項証明書の添付が必要であるとして断る度に申し訳なく感じていたところ、九州農政局からのメールを受けて、登記情報提供サービスの活用がこれらの要望への対応策にもなると考え、添付省略に係る対応を実施することとした。

添付省略に係る対応を開始するに当たって必要な登録や公共電子確認の操作方法が分からず、不安を覚えたが、登記情報提供サービスの Web サイトの説明どおりに登録等を行ってみると、大した手間はかからなかった。

Web サイト上の操作画面を画像化したものが順に掲載されたような分かりやすい資料が各農業委員会に周知されれば、各農業委員会は、添付省略に係る対応を実施しやすくなるのではないかと考える。

なお、那珂川市農業委員会では、農地法第 3 条、第 4 条及び第 5 条に基づく許可申請書に添付すべき書類として Web サイト等で示している「字図（原本）」や「法人登記事項証明書（原本）」についても、申請日前 3 か月以内に法務局が発行したもののほか、登記情報提供サービスにより取得した照会番号付き登記情報も可としている。

（農地関連手続の申請に係る代行業務を行う行政書士の見解）

- 聴取したいずれの農業委員会においても、農地法第 4 条及び第 5 条に基づく許可申請を中心に地域の行政書士が申請を代行する事案が多いとしているところ、福岡県行政書士会及び熊本県行政書士会に添付省略に関する見解を聴取した結果、いずれも申請者側の利便性向上（負担軽減）の観点から、農業委員会における添付省略に係る対応の実施を求める要望があった。

〈福岡県行政書士会〉

行政書士のほとんどは登記情報提供サービスに登録し、登記情報確認などのため積極的に活用している。登記情報提供サービスの活用による添付省略は、申請者側にとって、登記所での登記事項証明書取得と比較して費用が安価になり手間もなくなることからメリットが大きい。ぜひ登記情報提供サービスの活用を推進してほしい。

〈熊本県行政書士会〉

行政書士の多くが業務で登記情報提供サービスを活用していると思われる。添付省略により農業委員会窓口での照会番号等の確認に時間がかかるのではないかと懸念もあるが、照会番号がいつでもオンラインで取得できることや登記所での登記事項証明書取得より安価なことから、今後、添付省略に係る対応を実施する農業委員会が増えれば、申請者側にはメリットが大きいと考える。

（農地関連手続以外の申請手続に係る添付省略の例）

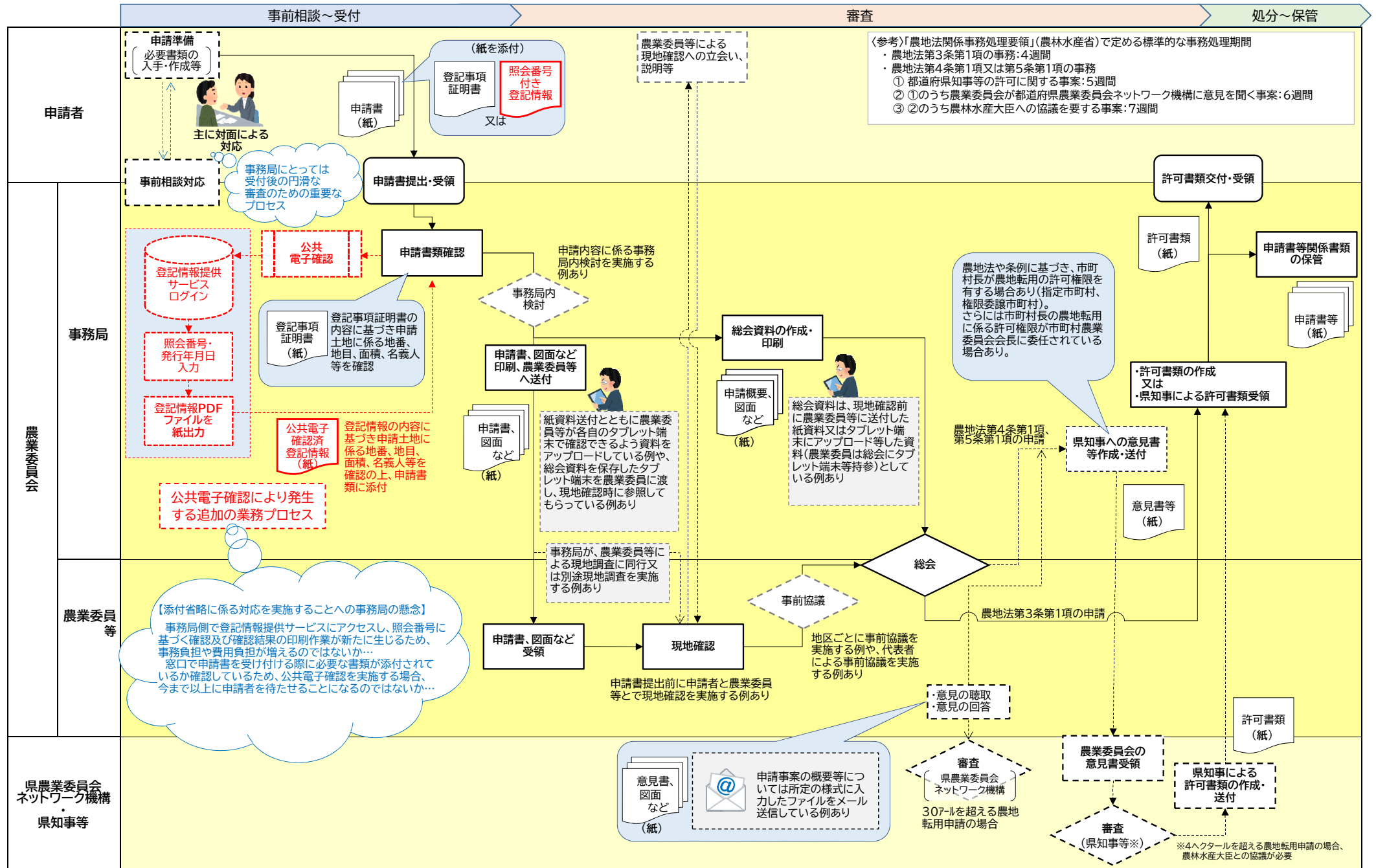
- 今回の情報収集活動の過程で、鹿児島市において、農地関連手続以外に、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条に基づく土地区画整理事業施行地区内における建築物の新築等の申請に当たって、必要に応じ添付すべき土地の登記事項証明書に代えて、登記情報提供サービスにより申請者が取得した照会番号付きの登記情報の提出を認めている例がみられた。
鹿児島市（建設局都市計画部区画整理担当 3 課）では、令和 3 年度に添付省略による申請者負担の軽減について要望が寄せられたことを受け、令和 4 年度から添付省略に係る対応を実施している。

2. 農業委員会における農地関連手続に係る事務処理等の実態

（農地法第 3 条、第 4 条及び第 5 条の許可申請に係る事務処理）

- 聴取したいずれの農業委員会においても、農地法第 3 条、第 4 条及び第 5 条に基づく許可申請に係る一連の業務における事務処理は、紙媒体によることを基本としており、次の業務フロー図のとおり、現状では、添付省略により農業委員会側の申請受付時の事務が増える構造となっていることがうかがえる。

16市の農業委員会への実地ヒアリング結果を基にした農業委員会における農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請に係る“一般的な”業務フロー



(注) 16市の農業委員会へのヒアリング結果に基づき当局が作成した。

3. 九州農政局及び県による農業委員会への添付省略に係る周知状況

- 九州農政局では、添付省略の実施に関し、これまで累次にわたり各県に周知するとともに各県内の農業委員会への周知を依頼している。ただし、前述のとおり、農業委員会の中には、添付省略に関する具体的な情報について周知を求める要望がある。

〈九州農政局による都道府県・農業委員会への周知に関する近年の取組〉

- 令和5年5月15日 管内各県担当部局に対し、電子メールで登記情報提供サービスの制度の周知及び各県内の農業委員会等に周知依頼
- 令和6年3月22日 管内各県担当部局に対し、電子メールで登記事項証明書の添付の省略の取扱い規定が追加された農地法関係事務処理要領一部改正案の事前周知及び各県内の農業委員会等への事前周知依頼
- 令和6年3月29日 管内各県担当部局に対し、電子メールで令和6年3月28日付けで施行された農地法関係事務処理要領一部改正の周知及び各県内の農業委員会等への周知依頼
- 令和6年4月17日 管内各県知事へ農地法関係事務処理要領一部改正の公文施行を发出
- 令和6年5月16日 管内各県担当部局（指定市町村を含む）を対象とした農地関連土地利用調整等担当者会議にて、登記事項証明書の添付の省略の取扱いが追記された農地法関係事務処理要領一部改正内容を説明し、登記情報提供サービスの導入・活用を働きかけ

- 聴取した九州7県のいずれも、九州農政局から添付省略の方法に関する周知依頼メールや添付省略に関して農地法関係事務処理要領に明記された旨の周知依頼メールが届いた都度、管下の農業委員会あてに転送している。

これに加え、登記情報提供サービスのサイトから抜粋した登録手順やQ&Aを示しつつ、あらかじめ利用登録を行っておく必要があることや公共電子確認の方法等について更にメールで周知している例がみられた。

4. まとめ

- 添付省略に係る対応を実施するに当たって、実地ヒアリングを行ったいずれの農業委員会においても、現行の業務フローでは追加業務が生じることがうかがえる中、申請者側の利便性向上（負担軽減）を考慮して、添付省略に係る対応を実施する農業委員会もあった。
- 申請者側の見解として、行政書士会では、利便性向上（負担軽減）の観点から添付省略の実施を求めており、潜在的なニーズがあることが確認できた。
- 他方、添付省略に係る対応を実施していない農業委員会はもとより、実施する農業委員会においても、登記情報提供サービスにおける公共電子確認実施までの手続や方法、登録料・利用料の有無などの具体的な情報が不明確であることが、実施を検討する上での課題としている。
- これらを踏まえると、今後、農業委員会に対し、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図るといったデジタル行政推進法の趣旨とともに、次のような情報が周知されることが重要と考える。
 - ・ 登記情報提供サービスにおける公共電子確認の実施までの具体的な手順、操作方法に関すること
 - ・ 農地関連手続の申請者側にとって添付省略はメリットがあり、行政書士を中心に実施の要望が強く、潜在的なニーズは存在すること
 - ・ 添付省略に係る対応を実施している農業委員会等では、いずれも申請者の利便性向上（負担の軽減）を実施理由として挙げており、公共電子確認による追加業務は発生しているものの、特段の負担は感じていないこと
 - ・ 登記情報提供サービスにおける公共電子確認に関する利用登録及び利用に当たって行政機関側に費用負担は発生しないこと並びに地図情報についても登記情報提供サービス上で照会番号を取得できること

〔資料編〕

資料 1 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）（抜粋）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一～十六（略）

2～6（略）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～八（略）

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十一アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

6～11（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～七

2（略）

3 第三条第五項及び第六項並びに前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であって、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

4～5（略）

資料 2 農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）（抜粋）

（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可手続）

第一条 農地法（以下「法」という。）第三条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。

資料 3 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）（抜粋）

第十条 農地法施行令（以下「令」という。）第一条の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～二（略）

2 令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。第三十条第一項第一号を除き、以下同じ。）

二～十（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項）

第十一条 令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代

表者の氏名)

二 申請に係る土地の所在、地番、地目（登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。）、面積及びその所有者の氏名又は名称

三～十六（略）

2（略）

（農地を転用するための許可申請）

第三十条 法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

二 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書

三～七（略）

2（略）

（農地を転用するための許可申請書の記載事項）

第三十一条 法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 土地の所在、地番、地目及び面積

三～七（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請）

第五十七条の四 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる書類（同項第一号の書類については、法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。）

二～六（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請書の記載事項）

第五十七条の五 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二～四（略）

資料 4 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第十七条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用促進に関する施策及び情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。以下この条において同じ。）へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、デジタル社会（デジタル社会形成基本法第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に関する施策及び官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ確に行われるようにすること。

二 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システ

ムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

（国の行政機関等による情報システムの整備等）

第五条 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。

- 2 国の行政機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関等は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。
- 4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

資料 5 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 15 年政令第 27 号）（抜粋）

（法第十一条の政令で定める書面等及び措置）

第五条 法第十一条の政令で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
一～二（略）	（略）
三 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第一項に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ（略） ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、行政機関等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該行政機関等への提供
四～六（略）	（略）

資料 6 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）（抜粋）

（登記事項証明書の交付等）

第百十九条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2～6（略）

資料 7 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、登記情報を電気通信回線を使用して提供する制度を設けることにより、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるようにし、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「登記情報」とは、法務大臣が指定する登記所における登記簿等（不動産の登記簿、商業登記簿その他登記記録の全部又は一部が記録されている帳簿で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

であって磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに記録されている情報で次に掲げるものをいう。ただし、電気通信回線を使用して提供することに適しないものとして法務省令で定めるものを除く。

- 一 当該登記簿等に記録されている事項の全部についての情報
- 二 当該登記簿等に記録されている事項の一部についての情報で法務省令で定めるもの

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

（指定等）

第三条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その者の同意を得て、全国に一を限って、次条第一項に規定する業務（以下「登記情報提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一～五（略）

2 法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

3～4（略）

（業務等）

第四条 指定法人は、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託を受けて、その者に対し、次項の規定により提供を受けた登記情報を電気通信回線を使用して送信することを業務とする。

2 指定法人は、前項の業務を行うため、当該委託に係る登記情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。

3～4（略）

資料 8 「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号。最終改正令和 6 年 3 月 28 日 5 経営第 3124 号・5 農振第 3094 号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）（抜粋）

別紙 1 農地法に係る事務処理要領

第 17 登記事項証明書の添付の省略について

則において、申請、届出又は通知（以下「申請等」という。）をする場合に添付しなければならない書類と規定されている「土地の登記事項証明書」又は「法人の登記事項証明書」については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 11 条の規定に基づき書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

「書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合」とは、農業委員会が、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）第 3 条第 2 項に規定する指定法人が運営する照会番号に基づき登記情報の確認を行うことができるインターネットサービスの登録を完了した上で、当該照会番号の提供を受けた場合である。当該照会番号の提供を受けた農業委員会は、当該インターネットサービスを利用して、当該照会番号に基づく登記情報の確認を行う必要がある。

（注）本取扱いは、「登記事項証明書」の原本の添付を省略するためのものであるが、申請等をする者は、指定法人から照会番号を入手し、当該照会番号を農業委員会に提出する必要がある。

なお、農業委員会が当該登録を完了していない場合や当該インターネットサービスで入手した照会番号の付されていない登記情報が書類として添付された場合には、農業委員会において登記情報の確認を行うことはできないため、登記事項証明書の添付を省略させることはできないことに留意する。

また、申請書を、農業委員会を経由して都道府県知事等に提出しなければならないとされている場合、照会番号の提供を受けた農業委員会は、当該照会番号に基づき登記情報の確認を行い、当該確認で得られた照会済みの登記情報を書類として申請書に添付し、都道府県知事等に提出するものとするのが望ましい。